

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	消費者啓発事業	部課名 担当者名	産業經濟部産業振興課 牧之瀬 晃子	課長名 内線	高岡 芳行 477
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(18年度)	消費者啓発事業 (54-09-25-01)				
事務事業の種類	新規事業 (19年度 18年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	50 年度	根拠 法令等	消費者基本法 東京都消費生活条例	
終期設定	有 無	年度			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価 事業体系	分野	産業革新都市[]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	区民の消費生活の安定と向上にとっては、「自主的かつ合理的な行動ができる賢明な消費者」の育成が不可欠である。このため、消費者に関する様々な問題について、学習の機会と情報の提供を行う。				
対象者等	荒川区内在住者及び在勤・在学者 荒川区消費者団体(7団体) 荒川区消費者団体連絡会、荒川区消費者の会、荒川ひまわり会、リサイクル日暮里、消費者団体ほしのいえ、東京ほくと医療生協荒川事務所、コープとうきょう				
内容	<p>1 一般消費者講座：年3～4回、区内在住・在勤・在学者及び消費者団体加入者を対象に実施。 16年度 消費者講座2回 17年度 消費者講座4回 18年度 消費者講座4回 「あなたの大切な個人情報を守られていますか？」 「健康食品と健康被害」 「『成年後見人制度』ってなあに？」 「損をしない金融商品の選び方」 19年度 消費者講座 「知っておきたい住まいのリフォーム」(6/18)</p> <p>2 出前講座：区内の公共施設等に消費生活相談員が出張して開講。 16年度 テーマ「悪質商法から高齢者を守るために」 1回 「消費者相談の実務について」 2回 17年度 テーマ「悪質商法から高齢者を守るため」 6回 「消費者被害の実態と対策」1回 18年度 テーマ「悪質商法から高齢者を守るため」 30回 受講者募集方法：区報掲載、ポスター、チラシ、DM、ホームページ等、消費者に広く周知する。</p> <p>3 消費生活総合センター共同キャンペーン及び平成17年度から特別相談「若者トラブル110番」参加 4 ケーブルテレビ出演、区報「消費者相談室から」に相談事例等を掲載し、啓発</p>				
経過	<p>昭和50年10月 東京都生活物資等の危害の防止、表示の事業行為の適正化及び消費者被害救済に関する条例を公布。</p> <p>平成6年10月 同条例の全部改正を公布、名称も「東京都消費生活条例」に変更になる。</p> <p>平成13年4月 事業名を「消費者講座及び消費者啓発」から「消費者啓発事業」に変更する。</p> <p>平成14年7月 都消費生活条例が14.3.29改正 7月施行 特色：消費者の権利明示 都民の参加と協議前提</p> <p>平成15年5月 第17次東京都消費生活対策審議会答申(消費者被害救済の新たな仕組みづくり) 平成16年6月 「消費者基本法」が公布・施行される。</p>				
必要性	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブルに対する啓発活動の場として、消費者講座や出前講座等を開催することは、重要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	2,650	502	181	199	177	303	327	
決算額(18年度は見込み)	1,380	476	170	191	131	298	327	
人件費					669	1,093		
[事務分担当](%)					15	20		
合計(+)	1,380	476	170	191	800	1,391	327	
国(特定財源)								
都(特定財源)	1,242							
その他(特定財源)								
一般財源	138	476	170	191	800	1,391	327	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	消費者講座 人数	146人	91人	122人	44人	190人	92人	(120)人
	消費者講座 回数	12回	7回	3回	2回	4回	4回	(4)回
	出前講座 人数	30人	65人	100人	25人	497人	733人	(540)人
	出前講座 回数	1回	2回	3回	1回	8回	31回	(20)回

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項		主な事項		主な事項	
		金額（千円）		金額（千円）		金額（千円）	
	報償費	消費者講座講師謝礼	49	消費者講座講師謝礼	152	消費者講座講師謝礼	156
	一般需用費	講座用消耗品	22	講座用消耗品	33	講座用消耗品	40
		年間図書	31	年間図書	31	年間図書	31
		追録(消費者保護関係)	25	追録(消費者保護関係)	36	追録(消費者保護関係)	35
				リーフレット	41	リーフレット	52
	使用料	消費者講座用会場使	4	消費者講座用会場使	5	消費者講座用会場使	13

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	消費者講座参加率（％）	73.3	83.9	76.7	100	100	定員に対する参加者の割合
	参加者満足度（％）		79.3	70.3	80	80	
	出前講座回数	1	8	31	20	20	

（問題点・課題）	<p>消費者にも自己責任が求められる現在、悪質商法や架空請求(不当請求)等に関する区民への啓発はますます重要となっており、消費者講座の一層の充実を図る必要がある。</p> <p>特に、出前講座については、高齢者、若者の被害防止に重点を置き、関係者等との連携を図り啓発を行っていく必要がある。</p>
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
17年度から推進している高齢者や障がい者等の消費者被害防止ネットワークづくりを更に推進するため、福祉関係部署や関係機関との連携を強化する。	高齢者や障がい者等の見守り役が増えることにより、消費者被害の減少につながる。
消費者講座の効果を上げるため、今後も、内容や開催時間などを工夫する。	参加率が向上し、消費者啓発がより一層図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	消費者の安全・安心の確保や自立の支援、消費者トラブル等に対する啓発活動の場として実施する当該事業の優先度は高い。

（状況）	17年1定 仮称「荒川区消費生活条例」の制定、消費者教育の整備及び充実
------	-------------------------------------

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	消費生活展	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	高岡 芳行
		担当者名	矢吹 せい子	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(18年度)	消費生活展助成(54-09-50-01)				
事務事業の種類	新規事業 (19年度 18年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	54年度 年度	根拠	消費者基本法 東京都消費生活条例	消費生活
終期設定	有 無	年度	法令等	展補助金交付要綱	消費生活展実施要綱
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	消費者問題について学習や研究を行っている消費者団体に発表の機会を提供し、団体相互の交流を促進するとともに、一般消費者への啓発の場とする。				
対象者等	荒川区消費者団体（7団体） 荒川区消費者団体連絡会、荒川区消費者の会、荒川ひまわり会、リサイクル日暮里、消費者団体ほしのいえ、東京ほくと医療生協荒川事務所、コープとうきょう				
内容	消費者団体の研究及び活動の成果をパネルなどで紹介する。 16年度 会場：町屋文化センター 開催日：平成16年10月30日～31日、31日はパネル展示のみ テーマ：あなたの生活は健康ですか・安全ですか？ 展示内容：消費者団体の活動紹介（7団体）協賛団体(8団体)の展示、催物等 17年度 会場：町屋文化センター 開催日：平成17年10月29日～30日、30日はパネル展示のみ テーマ：みつめてみよう 私たちのいのちとくらし 展示内容：消費者団体の活動紹介（6団体）協賛団体（10団体）の展示、催物等 18年度 会場：町屋文化センター 開催日：平成18年10月28日（1日のみの開催） テーマ：育てよう みきわめる力と確かな目 展示内容：消費者団体の活動紹介（6団体）協賛・参加団体（13団体）の展示、催物等				
経過	昭和54年度 消費生活展開始 昭和55年度 主催：消費生活展実行委員会・荒川区 平成12年度 主催：消費生活展実行委員会 平成13年度 主催：消費生活展実行委員会・荒川区(フリーマーケットと同時開催) 平成14年度～ 主催：消費生活展実行委員会・荒川区				
必要性	消費者団体の発表の機会を確保することによって、消費者団体活動の活性化及び一般消費者への啓発を図ることができる。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 区が、補助金を交付し、消費生活展実行委員会が自主的に運営する。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		526	522	488	522	500	500	500
決算額(19年度は見込み)		526	522	488	522	500	500	500
人件費						1,579	1,568	
【事務分担量】(%)						27	27	
合計(+)		526	522	488	522	2,079	2,068	500
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		526	522	488	522	2,079	2,068	500
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	生活展来場者数	延900人	延900人	延387人	延523人	延466人	571人	(600)人
	生活展開催日程	1日開催	2日開催	1日開催	1日開催	1日開催	1日開催	1日開催
	消費者団体参加数	10	8	7	8	6	6	5
	協賛・協力団体数	2	4	5	8	10	13	14

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	会場費	43	会場費	37	会場費	43
		委託費(会場設営等)	180	委託費(会場設営等)	119	委託費(会場設営等)	170
		宣伝費(ポスター)	139	宣伝費(ポスター)	140	宣伝費(ポスター)	147
		印刷製本費	4	印刷製本費	4	印刷製本費	5
		報償費(講師謝礼)	92	報償費(講師謝礼)	86	報償費(講師謝礼)	100
		消耗品費	42	消耗品費	114	消耗品費	35

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	生活展来場者数	523人	466人	571人	600人	600人	
	参加消費者団体数	7	6	6	5	5	
	協賛・協力団体数	8	10	13	14	14	

（問題点・課題分析）	消費生活展は一般消費者への啓発の場でもあるが、来場者は高齢者が多いため、若年層など幅広い世代の来場者を確保する必要がある。
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区） 未実施：世田谷区、杉並区

問題点・課題の改善策検討									
	平成20年度以降に取り組み具体的な改善内容								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="text-align: center;">改善により期待する効果</th> </tr> <tr> <td>他区の開催状況を参考にして、若年層向けの催物を取り入れていくようにする。</td> <td>若い世代が消費生活展に参加することにより、安全な消費生活に目を向けるきっかけ作りになる。</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		改善により期待する効果	他区の開催状況を参考にして、若年層向けの催物を取り入れていくようにする。	若い世代が消費生活展に参加することにより、安全な消費生活に目を向けるきっかけ作りになる。				
	改善により期待する効果								
他区の開催状況を参考にして、若年層向けの催物を取り入れていくようにする。	若い世代が消費生活展に参加することにより、安全な消費生活に目を向けるきっかけ作りになる。								

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	消費者団体の発表と一般消費者への啓発の場を確保することができる。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	消費者活動支援事業	部課名 担当者名	産業経済部産業振興課 牧之瀬 晃子	課長名 内線	高岡 芳行 477
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(18年度)	消費者活動支援事業(54-09-75-01)				
事務事業の種類	新規事業 (19年度 18年度)		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	52 年度	根拠 法令等	消費者基本法 荒川区消費者団体事業補助金交付要綱	
終期設定	有 無	年度	計画区分	計画	非計画
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準		
行政評価 事業体系	分野	産業革新都市[]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	消費者団体が消費生活の安定や向上を図る目的で実施する事業に対し、事業に要する経費の一部を補助することにより、消費者団体の活動を支援する。				
対象者等	荒川区消費者団体（5団体） 荒川区消費者団体連絡会、荒川区消費者の会、荒川ひまわり会、リサイクル日暮里、消費者団体ほしのいえ (荒川区消費者団体事業補助金交付要綱第6条により、東京ほくと医療生協荒川事務所とコープとうきょうは、法人のため、活動支援事業の対象外)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付を受けることのできる団体の要件 (1) 消費者の立場から、消費生活の安定と向上を図る目的をもって自主的に組織されかつ荒川区に登録されている。 (2) 20名以上の会員で組織されている。 (3) 団体の運営を定める「会則」又は、これに準ずるものがある。 (4) 年間をとおしての事業計画が定められている。 ・補助金の交付対象となる事業 (1) 講演(習)会、研修会、懇談会、施設見学会。 (2) 消費生活展、不用品再利用交換会。 (3) その他区長が認めた事業。 ・補助金の算定方法 (1) 各対象事業の実施に要する経費の二分の一相当額とし、その額は、30,000円を上限とする。 (2) 団体の連合会が、各対象事業を実施する場合の補助金の交付額は、実施に要する経費の二分の一相当額とし、その額は、50,000円を上限とする。 				
経過	平成11年度 事業名を「消費者啓発事業」から「消費者活動支援事業」に名称変更した。				
必要性	消費者啓発活動や消費者団体の育成を推進するため、消費者団体が行う事業に対して支援をすることは必要である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員) 区が補助金を交付し、消費者団体が自主的に事業を実施する。				

予 算 ・ 決 算 額 等 の 推 移	(単位：千円)							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	192	172	152	171	139	111	80	
決算額(19年度は見込み)	123	153	51	53	52	22	80	
人件費					669	242		
【事務分担量】(%)					15	5		
合計(+)	123	153	51	53	721	264	80	
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源	123	153	51	53	721	264	80	
実 績 の 推 移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	講演会等 件数	4件	4件	2件	2件	2件	1件	3件
	講演会等 金額	26	53	15	14	11	5	20
	消費生活展 件数	8件	6件	3件	4件	5件	2件	6件
	消費生活展 金額	97	100	36	39	41	18	60

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助	講演(習)会 2件	11	講演(習)会 1件	4	講演(習)会 3件	20
		消費生活展 5件	41	消費生活展 2件	18	消費生活展 6件	60

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	講演（習）会申請件数	2	2	1	3	3	
	消費生活展申請件数	4	5	2	6	6	

（問題点・課題）	消費者団体の構成員の高齢化等によって、消費者団体が減少し、消費者団体活動が困難になってきている。
他区の実況	（実施 18 区 未実施 3 区） 未実施区：千代田区、豊島区、練馬区

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
一般消費者及び消費者団体に対し区報等で消費者活動支援事業についての周知を図る。	消費者団体の活動を活性化できる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	消費者団体の自主的・主体的な活動を支援する。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	消費者相談事業	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	高岡 芳行
		担当者名	牧之瀬 晃子	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(18年度)	消費者相談事業(54-11-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	消費者基本法 東京都消費生活条例	
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区消費者相談実施要綱	
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	区民等の消費生活に関する相談を窓口、電話及びメールで受け付け、情報提供や助言、あっ旋、他機関の紹介を行い、区民の生活安定・向上を図る。				
対象者等	(1) 荒川区内在住者及び区内に主たる事務所を有する団体。 (2) 区外に住所を有する者が区内で購入等をした事例で、区民に被害が及ぶ恐れがあり、荒川区において受け付けることが適当であると認める場合。				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者相談室の設置 消費者相談室を設置し、国民生活センターが実施する消費生活相談員養成講座の修了者又はこれと同等の資格経験を有する者を消費生活相談員として配置する。 ・勤務体制 非常勤職員 週30時間 2名 ・相談の受付日時 月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分 ・相談の場所 荒川区産業経済部産業振興課内の荒川区消費者相談室において実施する。ただし、特に必要があると認めるときは、他の場所においても行うことができる。 ・消費者相談ホームページの開設：平成13年2月 				
経過	<p>平成9年4月 消費者相談員を1名から2名に増員。</p> <p>平成13年 割賦販売法、消費者契約法、薬事法（化粧品全成分表示、健康食品区分法等）、JAS法（有機野菜・遺伝子組換え食品の表示）等、日常生活に密接に関連した法律が多く改正され、より消費者相談の内容充実が求められる。</p> <p>平成14年1月 消費生活情報体制整備事業として、パイオネット端末機導入。</p> <p>平成16年4月 消費生活相談情報直接入力システム運用開始。</p> <p>平成17年3月 消費生活情報体制整備事業は、国民生活センター運営費交付金に統合され廃止になった。</p>				
必要性	消費生活の安定と向上のため、専門相談員による消費者問題への対応や解決、消費者啓発は必要不可欠である。				
実施方法	(直営 一部委託 全部委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
予算額		7,191	6,710	6,575	6,252	5,559	5,579	5,597
決算額(19年度は見込み)		7,083	6,484	6,038	6,159	5,571	5,569	5,597
人件費						503	499	
【事務分担当】(%)						8	8	
合計(+)		7,083	6,484	6,038	6,159	6,074	6,068	5,597
国(特定財源)								
都(特定財源)		852	906	857	707			
その他(特定財源)								
一般財源		6,231	5,578	5,181	5,452	6,074	6,068	5,597
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	相談件数	1,132	1,301	1,981	2,588	1,388	1,094	(1,200件)
	相談内容順位	サラ金	サラ金	情報通信	情報通信	情報通信	情報通信	
	相談内容順位	電話情報	電話情報	サラ金	サラ金	サラ金	サラ金	
	相談内容順位	資格教材	資格教材	資格教材	土地・建物	資格教材	土地・建物	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	消費生活相談員報酬	4,931	消費生活相談員報酬	4,930	消費生活相談員報酬	4,931
	共済費	社会保険料	563	社会保険料	574	社会保険料	583
	特別旅費	消費生活相談員旅費	10	消費生活相談員旅費	13	消費生活相談員旅費	43
	一般需用	消耗品費	29	消耗品費	51	消耗品費	35
	役務費	ハイネット回線使用料	38				
	負担金			相談員研修受講料	1	相談員研修受講料	5

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	相談件数	2,588	1,388	1,094	1,200	1000	
	あっ旋解決件数	46 (1.8%)	103 (7.4%)	83 (7.6%)	100 (8.3%)	100 (10.0%)	

（問題点・課題分析）	相談件数は18年度減少したが、内容も複雑多岐、時間も長時間に及ぶ相談が増えてきている。今後もインターネット取引や情報通信トラブルなど時代の変化に応じた対応が必要である。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区） 消費生活センター 19区 消費者相談コーナー 1区 消費者相談室 2区

問題点・課題の改善策検討	
	平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容
	相談員が社会経済状況の変化に対応できるよう、国民生活センター等で行う研修に積極的に参加する。
	改善により期待する効果 相談員としての能力・技術の向上が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
A	A	消費生活の安定と向上のため、消費者問題への対応や解決、消費者啓発を図る当該事業の優先度は高い。

況議会（要旨）	15年四定 「消費者行政の充実について」 17年一定 「条例制定、体制充実、啓発強化」
---------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	電気用品の販売に関する事務	部課名 担当者名	産業経済部産業振興課 矢吹 せい子	課長名 内線	高岡 芳行 477
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(18年度)					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 36 年度	根拠 法令等	電気用品安全法 電気用品取締事務実施要領		
終期設定	有 無 年度	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価 事業体系	分野	産業革新都市[]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	<p>電気用品の製造、輸入及び販売等を規制するとともに、電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進することによって、粗悪な電気用品をなくし、消費者が安全に電気用品を使用できるようにする。</p> <p>区長は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表23に基づき、販売事業者に対する立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。</p>				
対象者等	電気用品販売事業者				
内容	<p>1 販売事業者から報告の徴収</p> <p>2 販売事業者の事務所への立ち入り検査</p> <p>販売事業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、電気用品について、製造者又は商標、形式又は仕入先所在地の検査を行う。検査終了後に、電気用品調査表を作成する。</p>				
経過	<p>平成12年4月1日 地方分権一括法の施行により東京都区長委任条項が廃止され、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」が適用された。</p> <p>平成13年4月1日</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 電気用品取締法から電気用品安全法へ名称変更された。 2 製造事業登録・型式認可制度から届け出・自己確認制度へ変更された。（規制は緩和されたが取り扱い商品への責任が重くなった。） 3 指定検査機関制度廃止、政府認定の民間第三者検査機関制度の導入。 4 事前規制の合理化により、回収命令、罰則強化。 				
必要性	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>検査員は、身分証明書を提示し、販売業者の店舗、営業所、事務所又は倉庫に立ち入り、電気用品について、表示の有無の検査を行う。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（19年度は見込み）								
人件費					431	256		
【事務分担量】（%）					5	3		
合計（+）	0	0	0	0	431	256	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	431	256	0	
実績の推移								
	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	立入販売事業者数	8	5	5	3	4	4	3
	検査数	72	62	48	29	27	25	25
	違反電気用品販売店数	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
			0		0		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
	立入販売事業所数	3	4	4	3	3	
	検査数	29	27	25	25	25	

（問題点・課題）	立入販売事業者の選定については、年度毎に町別順に計画を立てるなど、計画的に実施する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
計画的に実施する。	事務の効率化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づく事務である。

議会議況（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	計量法に基づく事前調査	部課名 担当者名	産業経済部産業振興課 牧之瀬 晃子	課長名 内線	高岡 芳行 477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード(18年度)	産業振興課事務費(54-05-50-01)				
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	5年度	根拠	計量法	
終期設定	有 無	年度	法令等		
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画 非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	「計量法」は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として定められている。区市町村長は、計量法第22条に基づき、都道府県の定期検査にあたり、対象計量器の数を事前に調査し、都道府県知事に報告することとなっている。				
対象者等	取引又は証明に「はかり」を使用している事業所				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・計量法に基づく定期検査（隔年実施）のための事前調査 15年度、17年度、19年度実施 ・業務用はかり（特定計量器） <ul style="list-style-type: none"> 1 タクシメーター 2 質量計 3 温度計 4 皮革面積計 5 体温計 6 流速計 7 密度浮ひょう 8 ア初付型圧力計 9 流量計 10 熱量計 11 最大需用電力 12 電力量計 13 無効電力量計 14 照度計 15 騒音計 16 振動レベル計 17 濃度計 18 浮ひょう型比重 ・事前調査送付はがき枚数（隔年実施、対象業種） <ul style="list-style-type: none"> 13年度 120件 鮮魚、精肉、惣菜 15年度 240件 スーパー、鮮魚、精肉、惣菜 17年度 240件 病院、新規スーパー、鮮魚、精肉、惣菜 19年度 240件 ・定期事前調査質問内容 <ul style="list-style-type: none"> 1 「はかり」の使用の有無 2 使用している「はかり」の種類（電気式、機械式）、最大量れる量、台数 				
経過	届出済証が貼付されたはかりの計量法における取り扱いについては、届出済証が検査証印とみなされる期限（平成15年10月31日）以降、取引又は証明に使用する場合には、計量法の技術基準に適合されるよう改造を行った後、検査に合格しなければならないこととされている。（型式承認改造検定）しかし、当該はかりが未だ相当数使用されていることを考慮し、新たな「型式外検定」制度が創設され平成13年11月以降の継続使用について、使用者の方に判断してもらう選択肢が設けられた。				
必要性	計量法に基づき、区市町村長に事前調査及び都道府県知事への報告が義務付けられている。				
実施方法	（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ） 事前調査は、新規事業所を重点的に行い、既存の事務所については事業ごとのリストで無作為抽出し、計量器定期検査事前調査用往復ハガキを送付する。事前調査結果については都道府県知事に報告する。				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	12	0	24	0	24	0	24	
決算額（19年度は見込み）	12	0	24	0	24	0	24	
人件費	/	/	/	/	550	219	/	
【事務分担量】（％）	/	/	/	/	10	4	/	
合計（ + ）	12	0	24	0	574	219	24	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	12	0	24	0	574	219	24	
実績の推移	事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	事前調査件数	120	0	240	0	240	0	240

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	事前調査用往復はがき	24	定期検査なし	0	事前調査用往復はがき	24

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	事前調査件数		240		240	240	

（問題点・課題）	事前調査対象については、調査年度毎に調査対象の業種を変えるなど計画的に実施する必要がある。
他区の実況	（ 実施 22 区 未実施 区 ）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
計画的に実施する。	事務の効率化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	計量法に基づく事務である。

議会議決要旨	
--------	--

事務事業分析シート（平成19年度）

No1

事務事業名	家庭用品の品質表示に関する検査事務	部課名	産業経済部産業振興課	課長名	高岡 芳行
		担当者名	矢吹 せい子	内線	477
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（19年度）					
事務事業の種類	新規事業（19年度 18年度）		建設事業	それ以外の継続事業	
開始年度	昭和 平成	37 年度	根拠	家庭用品品質表示法	
終期設定	有 無	年度	法令等	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例	
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	産業革新都市[]			
	政策	活力ある地域経済づくり[05]			
	施策	安心安全の消費生活[05-09]			
目的	一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的とする。区長は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条の表3に基づき、販売業者に係る指導、立入検査等を行い、都知事に報告することとなっている。				
対象者等	卸売業者以外の販売業者（一般小売業者）				
内容	<p>1 立入り検査及び適正化指導</p> <p>2 東京都への実績報告</p> <p>16年度 検査実施店舗等数 9件 検査実施品目数 27品目・270件 （内訳 繊維製品 11 合成樹脂加工品1 電気機械器具8 雑貨工業品7）</p> <p>17年度 検査実施店舗等数 10件 検査実施品目数 37品目・283件 （内訳 繊維製品 12 合成樹脂加工品2 電気機械器具8 雑貨工業品15）</p> <p>18年度 検査実施店舗等数 10件 検査実施品目数 43品目・271件 （内訳 繊維製品 11 合成樹脂加工品4 電気機械器具11 雑貨工業品17）</p> <p>検査項目：表示状況調査（表示の有無及び適否）、表示の管理状況、責任者及び店員の法に対する知識、無表示品の仕入先、不適正表示品の表示者</p> <p>対象品目：平成17年3月現在90品目 繊維製品35 合成樹脂加工品8 電気機械器具17 雑貨工業品30</p>				
経過	<p>平成12年1月26日 家庭用品品質表示法の一部が改正され、雑貨工業品に家庭用浄水器が加わる。（平成14年4月1日施行）</p> <p>平成12年4月1日 地方分権一括により東京都区長委任条項が廃止され「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」が適用された。</p>				
必要性	特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区長は、立入検査を行い、都知事に報告することとなっている。				
実施方法	<p>（ 直営 一部委託 全部委託 ） （ 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 ）</p> <p>立入検査は、原則として当該店舗等に対して事前連絡をせず、被検査場所（店舗等）の責任者に対して立入検査証を提示して行う。このため立入検査の趣旨を十分説明する必要がある。</p>				

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
予算額	0	0	0	0	0	0	0	
決算額（19年度は見込み）								
人件費					431	256		
【事務分担量】（%）					5	3		
合計（+）	0	0	0	0	431	256	0	
国（特定財源）								
都（特定財源）								
その他（特定財源）								
一般財源	0	0	0	0	431	256	0	
実績の推移								
事項名	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
検査実施店舗等数	18	11	9	9	10	10	10	
検査実施品目数	65	34	27	27	37	43	40	
検査点数	118	201	300	270	283	271	300	
不適正件数	0	0	0	0	0	0	0	

事務事業分析シート（平成19年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成17年度（決算）		平成18年度（決算）		平成19年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
			0		0		0

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		16年度	17年度	18年度	19年度	目標値 (22年度)	
標	検査実施店舗等数	9	10	10	10	10	
	検査実施品目数	27	37	43	40	40	
	検査点数	270	283	271	300	300	

（問題点・課題）	立入検査対象については、年度毎に町別順に計画を立てるなど、計画的に実施する必要がある。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討	
平成20年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
計画的に実施する。	事務の効率化が図れる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
C	C	「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づく事務である。

議会議況（要旨）	
----------	--